

日本福祉大学大学院 医療・福祉マネジメント研究科授業科目履修規程

第1章 総則

（目的）

第1条 日本福祉大学大学院医療・福祉マネジメント研究科修士課程（以下「本研究科」という）の授業科目の履修並びにこれに関する事項は、日本福祉大学大学院学則（以下、「学則」という）によるほか、この規程に定めるところによる。

第2章 修了要件

（修了要件）

第2条 本研究科を修了するためには、本研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し審査に合格しなければならない。

なお、本研究科においては、大学院学則20条3項の定めにもとづき、特定課題報告の提出をもって修士論文に代えることができるものとする。

2 前項による授業科目は次の各号の定めにより修得しなければならない。

（1）演習群

ア．必修科目である「基礎演習」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の3科目10単位を修得しなければならない。

イ．実践研究を選択した学生は、「ケースメソッド演習」1科目2単位を修得しなければならない。

（2）研究指導群

「特別研究」「実践研究」のいずれか1科目4単位を修得しなければならない。また、「特別研究」を選択した学生は修士論文、「実践研究」を選択した学生は修士論文に代わる特定課題報告を提出しなければならない。

第3章 授業科目と履修方法等

（授業科目と履修条件等）

第3条 本研究科の授業科目、単位、学年配当、履修条件等は別表1のとおりとする。

（履修登録）

第4条 授業科目を履修し、単位を修得するためには、毎年度当初の所定の期間に履修登録をしなければならない。

- 2 前項に関わらず、後期復学学生並びに年度当初に履修登録を行わなかった者に限り、後期の所定期間に開講される科目の履修登録を認める。また、やむをえない事情により、後期からの履修登録の変更を認める場合がある。
- 3 病気、その他やむをえない理由により所定の期間に履修登録ができない場合は、直ちに届け出て研究科の指示を受けなければならない。ただし、年間開講日数の3分の1を経過した科目の履修登録は認められない。

（履修の制限）

第5条 既に単位を修得した同一科目を履修することはできない。

- 2 同一時限に開講される複数の科目を履修することはできない。
- 3 科目群の学年配当並びに学生の領域所属に関わり次のような履修はできないものとする。

（1）1年次の「研究基礎」を修得できない者は、2年次の「特別研究」若しくは「実践研究」の履修はできないものとする。

（2）「専門演習Ⅰ」を修得していない者は、「専門演習Ⅱ」を履修することはできない。

（既修得単位の認定）

第6条 本研究科入学以前に大学院研究科で修得した単位を、本人の申請により本研究科で修得した単位としてみなすことができる。

- 2 前項により認定できる単位は、本研究科に開設する講義科目と同一名称又は同一・類似内容のもので、単位数が同等以上のものに限り、第7条及び第8条で認定する単位を含め10単位を限度に「講義科目」として算入する。

（本学大学院研究科以外の大学院研究科で修得した単位の認定）

第7条 本学大学院研究科以外の大学院研究科において、科目等履修生として修得した単位を本人の申請により本研究科で修得した単位としてみなすことができる。

- 2 前項により認定できる単位は、本研究科に開設する講義科目と同一名称又は同一・類似内容のもので、単位数が同等以上のものに限り、第6条及び第8条で認定する単位を含め10単位を限度に「講義科目」として算入する。

（本学の他の大学院研究科で修得した単位の認定）

第8条 本学の他の大学院研究科において修得した単位を、本人の申請により本研究科で修得した単位としてみなすことができる。

- 2 前項により認定できる単位は、許可された科目について、第6条及び第7条で認定する単位を含め、10単位を限度として「講義科目」として算入する。

（授業の形態）

第9条 授業の形態は、通常授業、集中授業、補充授業に区分する。

- 2 通常授業は、週1回又は2回を基本として半期又は通年で開講する。時間割は年度はじめに発表する。
- 3 集中授業は、通常授業の開講日以外に連続して開講する。科目、日程は年度はじめに発表する。
- 4 補充授業は、休講等やむをえない事情で授業が予定どおり終了しない場合に実施する。科目、日程等はその都度発表する。

（授業時間帯）

第10条 本研究科の授業時間帯は別表2の通り定める。

（休講）

第11条 休講の措置については、学部の授業科目履修規程に準ずる。

（授業の変更）

第12条 年度途中、やむをえない事情で授業の日程や教室を変更する場合がある。変更についてはその都度掲示する。

第5章 規程管理

（規程の所管課室）

第13条 この規程の所管課室は、名古屋事務室とする。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、医療・福祉マネジメント研究科委員会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、2011年4月1日より改正施行する。
- 3 この規程は、2012年4月1日より改正施行する。
- 4 この規程は、2013年4月1日より改正施行する。
- 5 この規程は、2014年4月1日より改正施行する。
- 6 この規程は、2015年4月1日より改正施行する。
- 7 この規程は、2018年4月1日より改正施行する。
- 8 この規程は、2021年4月1日より改正施行する。

別表1（第3条関係）

医療・福祉マネジメント専攻修士課程授業科目

授業科目名		単位	学年 配当	必・選	履修 条件	
講義	導入科目	私の研究テーマと研究方法	2	1・2	選 択	
	基礎科目	福祉サービスマネジメント概論	2	1・2	選 択	
		経営管理概論	2	1・2	選 択	
		研究方法概論	2	1・2	選 択	
	専門科目	ソーシャルワーク論	2	1・2	選 択	
		ケアマネジメント論	2	1・2	選 択	
		保健・医療・福祉サービス論	2	1・2	選 択	
		地域福祉論	2	1・2	選 択	
		福祉教育方法論	2	1・2	選 択	
		人材マネジメント論	2	1・2	選 択	
		マーケティング論	2	1・2	選 択	
		医療福祉経営論	2	1・2	選 択	
		会計学	2	1・2	選 択	
		経営分析論	2	1・2	選 択	
		福祉産業論	2	1・2	選 択	
		社会福祉政策論	2	1・2	選 択	
		医療福祉経済論	2	1・2	選 択	
		医療福祉政策論	2	1・2	選 択	
		精神保健福祉論	2	1・2	選 択	
スーパービジョン論		2	1・2	選 択		
プログラム評価論	2	1・2	選 択			
福祉サービスマネジメント特講Ⅰ	2	1・2	選 択			
福祉サービスマネジメント特講Ⅱ	2	1・2	選 択			
演習	基礎科目	基礎演習	2	1	必 修	
	専門科目	専門演習Ⅰ	4	1	必 修	2科目
		専門演習Ⅱ	4	2	必 修	8単位
		ケースメソッド演習	2	2	選択必修	実践研究 選択必修
研究 指導	基礎科目	研究基礎	2	1	必 修	
	研究科目	特別研究	4	2	選択必修	1科目
		実践研究	4	2	選択必修	4単位

別表2（第10条関係）

医療・福祉マネジメント専攻 修士課程

曜日	時限	時間
月曜日～金曜日	VI	18：25～19：55
	VII	20：05～21：35
土曜・日曜	I	9：20～10：50
	II	11：00～12：30
	III	13：25～14：55
	IV	15：05～16：35
	V	16：45～18：15
	VI	18：25～19：55
	VII	20：05～21：35